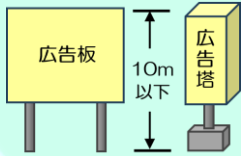


広告物規制地区(金華地区、金華山・長良川地区)

● 許可の基準

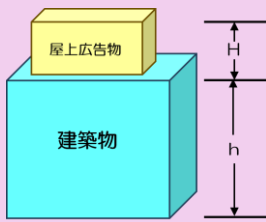
〈野立広告物〉



表示面積：1面10㎡以下、合計20㎡以下
 高 さ：10m以下
 色 彩：地色は彩度10以下(別図参照)
 そ の 他：照明は、点滅及び回転灯は使用しないこと
 表示面が可動式の場合は、安全上必要なものを除き設置しないこと
 ●デジタルサイネージは自家広告物に限るものとし、必要最小限の個数で設置場所に配慮すること
 (表示面積：一面2㎡以下、合計4㎡以下)



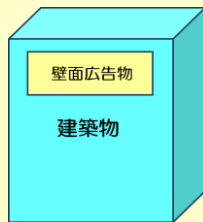
〈屋上広告物〉



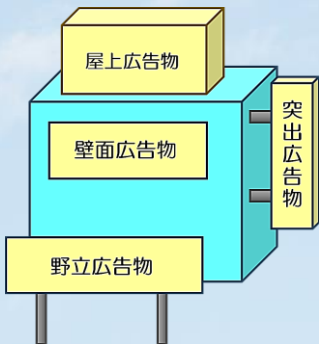
表示個数：一建築物につき1個
 表示面積：20㎡以下(堅固な建築物に掲示する場合を除く)
 高 さ：地表から広告物を設置する箇所までの高さの1/3以下
 $H \leq h \times 1/3$
 地表からの高さは、高度地区、地区計画、景観計画で定める建築物等の高さの上限を超えないこと
 色 彩：地色は彩度10以下(別図参照)
 そ の 他：自家広告物に限る
 建築物から横にはみ出さないこと
 照明は、点滅及び回転灯は使用しないこと
 表示面が可動式の場合は、安全上必要なものを除き設置しないこと
 ●デジタルサイネージは設置しないこと



〈壁面広告物〉



表示面積：20㎡以下
 同一壁面に掲示される広告物の表示面積の合計が、当該同一壁面の面積の1/3以下
 色 彩：地色は彩度10以下(別図参照)
 そ の 他：窓面開口部をふさがないこと
 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと
 照明は、点滅及び回転灯は使用しないこと
 表示面が可動式の場合は、安全上必要なものを除き設置しないこと
 ●デジタルサイネージは自家広告物に限るものとし、必要最小限の個数で設置場所に配慮すること
 (表示面積：一面2㎡以下、合計4㎡以下)



〈突出広告物〉

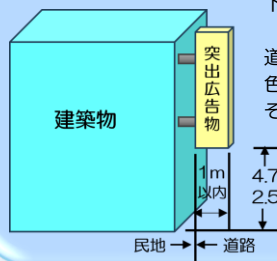


表 示 個 数：一建築物につき1個
 表 示 面 積：10㎡以下
 下 端 の 高 さ：歩道上…地表から2.5m以上
 車道上…地表から4.7m以上
 道路上への出幅：1m以下
 色 彩：地色は彩度10以下(別図参照)
 そ の 他：壁面の上端を超えないこと
 照明は、点滅及び回転灯は使用しないこと
 表示面が可動式の場合は、安全上必要なものを除き設置しないこと
 ●デジタルサイネージは設置しないこと

※禁止地域と重なる場合は、禁止地域の基準も参照してください。

● 別図: 広告物規制地区の色彩許可基準



広告物の地色として使用できる色彩の例(マンセル表色系(JIS Z 8721)を使用

※下記の色はイメージです。実際の色彩は色見本等でご確認ください。

